

佐賀県造林事業実施要領

最終改正（令和6年3月29日 林業第2956号）

第1 趣旨

この要領は、佐賀県造林事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、造林事業について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義及び取扱い等

- 1 交付要綱第2条別表の森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）第2（以下「実施要綱」という。）に定めるそれぞれの事業とし、当該事業の実施については実施要綱、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号。以下「森林環境実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号。以下「森林環境実施要領の運用」という。）に規定がある場合は当該規定による。
- 2 交付要綱第2条別表の規模欄中「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- 3 交付要綱第5条第四号中「森林保険」とは、森林保険法による森林保険をいう。
- 4 交付要綱第2条中「林野庁長官が承認した外国樹種」とは、森林環境実施要領の運用第11に規定する外国樹種とする。
- 5 交付要綱第3条第1項中「補助金交付申請書」は、様式第2号とし、交付要綱第2条別表の下刈（熱中症及び安全対策）に係る申請にあつては様式第2-2号とし、申請に必要な書類は別表（様式第2号関係）のとおりとする。
- 6 交付要綱第3条第2項第一号の「位置図及び施業図」については、「位置図」は、施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずるものとし、「施業図」は、様式第3号により作成する。
- 7 交付要綱第3条第2項第三号の「第2条第4項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面」は、様式第15号により、実業主体毎（市町及び森林組合は除く。）に作成する。
- 8 交付要綱第4条第2項第一号中「委任状及び精算依頼書」は、様式第4号とする。
- 9 交付要綱第5条第六号中「あらかじめ知事にその旨を届け出る」は、様式第5号により届け出るものとする。

第3 事業内容等

事業内容等については、森林環境実施要領第1、別表1、別表3及び別表4によるものとする。

第4 補助金の交付申請

- 1 交付要綱第3条に定める申請書の提出期限は原則として、下記の表によることとする。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	9月30日	1月10日	2月20日

- 2 交付要綱第2条別表の「森林環境保全整備直接支援事業」及び「特定機能回復事業」に係る補助率欄中、「10分の5（ただし、(12)にあつては、当該事業実施箇所を管轄する市町が8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限る。）以下「森林作業道上乗せ補助」という。」の規定による補助を受けようとする当該申請者にあつては、要綱第3条第1項に定める補助金の交付申請書に、当該市町長へ提出した上乗せ補助に係る「補助金交付申請書」の写しを添付するものとする。ただし、当該市町長が上乗せ補助を担保する書面を添付し、これを知事が認めた場合は、この限りではない。
- 3 交付要綱第4条に基づく補助金の申請及び受領の委任を受けた者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる事項に留意のうえ、補助金の交付を受けようとする者（以下「施行主体」という。）に代って補助金の交付申請を行うものとする。
- (1) 代理人は、申請手続等について施行主体に対する指導を行うこと。
 - (2) 代理人は、施行主体より造林事業完了届（様式第6号）を提出させること。
 - (3) 届出のあった造林事業施行地（以下「施行地」という。）に対して、代理人は技術員による現地調査を必ず行い、土地台帳及びその附図面等と照合して地番及び面積等を正確に把握すること。
 - (4) 面積はコンパス等による実測又はGNSS等による測量により把握するものとする。ただし、精度の高い既存の図面がある場合は、これを利用して求めることができるものとする。
 - (5) 下刈であつて、別に定める施行地毎の着工前後写真並びに当該施行地の新植時の施業図が造林事業完了届に附してあつたときは、(3)の規定に関わらず、現地調査を省略することができる。
- 4 農林事務所長は、交付要綱第6条に基づき提出された補助金交付申請書を取りまとめ、竣工検査を実施し第4の1で定める期限までに、林業課長に送付するものとする。ただし、様式第2号に定めるものを除く添付書類については農林事務所において管理するものとする。
- 5 農林事務所長は、現地検査の件数が多く検査に多くの日数を要する場合、また、間伐において、搬出した材積の確定に多くの時間を要する場合など補助金交付申請の事前の一部現地検査が必要と判断される場合は、これを行うことができるものとする。なお、その際、施行主体は、一部検査依頼（様式第16号）に必要書類を添付し提出するものとする。
- 6 補助金の交付申請を行うにあたって申請者は受委託契約書などの事業の実施に必要な

な書類を事前に準備して整理しておくものとする。

第5 竣工検査

- 1 農林事務所長は、申請者又は代理人の立会いにより施行地ごとに検査指針により竣工検査を行うものとする。
- 2 農林事務所長は、竣工検査を実施したときは造林事業検査調書（様式第7号）を整理し、その写しを林業課長に送付するものとする。

第6 補助金の査定

知事は、森林環境実施要領第10並びに森林環境実施要領の運用第16の規定に基づき補助金の査定を行う。

第7 補助金の交付決定及び確定通知等

- 1 知事は、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは造林事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。
- 2 代理人は、前号の通知を受けたときは速やかに造林補助金交付決定内訳書（様式第9号）の閲覧及び補助金の交付条件等の周知徹底を施行主体に行うものとする。

第8 補助金の請求及び受領

- 1 補助金の請求は様式第10号により行うものとする。
なお、「森林作業道上乗せ補助」に係る請求が含まれる場合は、当該市町が森林作業道整備に対し、上乗せ補助を行うことが確実であることの証明となる「補助金の交付決定通知書」等の写しを添付するものとする。ただし、当該市町が上乗せ補助を担保する書面を添付し、これを知事が認めた場合は、この限りではない。
- 2 代理人は、補助金の請求及び受領については佐賀県森林組合連合会代表理事会長（以下「復代理人」という。）に事務を委任することができる。
- 3 復代理人は、補助金の請求及び受領をするときは委任状（様式第11号）を知事に提出するものとする。
- 4 代理人又は復代理人は、当該事業に係る種苗代、肥料代、森林保険料、森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの並びに知事へ届け出た手数料以外は補助金から差引いてはならない。

第9 造林事業施行地台帳等

- 1 知事は、造林補助事業施行地の転用制限に係る条件の実行を確保するため、事業規

模が1 ha以上の施行地について造林事業施行地台帳（様式第12号）を整備するものとする。ただし、造林事業補助金交付申請内訳書（様式第2号）及び造林事業補助金交付決定内訳書（様式第9号）がこれに代わることができるものとする。

2 森林作業道を開設及び改良した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、当該路線の維持管理に努めるものとし、佐賀県森林作業道作設指針（平成25年3月29日付け林業第1987号。以下「作業道指針」という。）第13の規定に基づき、森林作業道台帳を整備するものとする。

3 県は、作業道指針第12の規定に準じ指導にあたるものとする。

第10 森林保険

人工造林を実施した事業主体は、当該事業の施行地について、森林保険に10年間加入し、適正な維持管理を行うものとする。

第11 事務取扱い手数料等

1 代理人又は復代理人が受ける造林事業補助金申請事務取扱い手数料（補助金の支払い等に要する経費を含む。以下「手数料」という。）は当該事務に要する実費の範囲内とし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

2 代理人又は復代理人が手数料の料率を定めようとする場合は、手数料届出書（様式第13号）を知事に提出するものとする。なお、手数料の料率を変更する場合は手数料変更届出書（様式第14号）を知事に提出するものとする。

第12 造林事業の実施に伴う実施基準

佐賀県造林事業実施要領運用規程によるものとする。

第13 伐採等に伴う手続

植栽に係る伐採、間伐、更新伐等の伐採行為を行う場合は、造林事業補助対象の如何に関わらず、森林法第10条の8、第10条の9、第15条及び第34条の規定に基づき伐採届の提出又は保安林内立木伐採許可等の申請を行わなければならない。

また、他の法令等の規程による届出及び申請等が必要な場合は、事前に手続を行うこととする。

第14 事故報告

事業の実施において、死亡事故等の重大な事故又は通院を必要とする怪我などの事故が発生した場合は、事故の概要及び原因、対応状況を速やかに所管の農林事務所へ報告を行うものとする。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、造林事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

第16 付則

この要領は、令和6年度（第1期申請）に係る事業から適用する。
ただし、改正要領の施行日より以前に着手している場合は、この限りとしない。

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度 造林事業補助金交付申請書

下記のとおり造林事業を完了したので、補助金を交付されるよう佐賀県補助金等
交付規則及び佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請内訳書 別記のとおり
- 2 事業の効果

(注) 「2 事業の効果」については、客観的指標に基づいて記載し、特に事業計画で意図していた事業効果がどの程度発現されたか、期待できるのかという観点から記述すること。

別表（様式第2号関係） 申請書に必要な書類等

必要書類名称		様式	備考
1	申請書総括・内訳書	第2号、2-2号	第2-2号は下列の熱中症及び安全対策費を申請する場合に限る
2	造林事業補助金交付申請内訳書（付表）	第2号関係	人工造林のうち森林災害復旧事業により実施した場合に添付
3	樹種別苗木単価表	第2号関係別紙	スギ・ヒノキ・クヌギ以外を植林した場合に限る
4	実行経費確認表	第2号関係別紙	市町が事業実施（請負の場合）
5	社会保険等の加入状況実態調査表	第2号関係別紙	森林環境実施要領の運用別表1のロ
6	送電線下等施行地における調査表	第2号関係別紙	補助金返還事案の発生防止
7	造林事業施行地における森林所有者電話番号一覧	第2号関係別紙	森林環境実施要領の運用別表1の7 市町が事業主体の場合及び代理申請の場合は除く
8	平均胸高直径調査表	様式第17号	森林環境実施要領の運用別表1のケによる 12 齢級以上の保育間伐を実施する場合に限る
9	位置図・施業図	施業図は 様式第3号	位置図は5万分の1地形図又はこれに準ずるもの
10	誓約書	様式第15号	市町・森林組合が事業主体の場合は除く
11	委任状及び精算依頼書	様式第4号	事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限る。
12	搬出材積集計表	任意	間伐、更新伐に係る交付申請に限る。
13	森林作業道整備線形図	森林計画図 ・施業図等	縮尺5千分の1の森林計画図等 簡易構造物は、設置箇所を明示する
14	森林作業道簡易構造物出来高図	—	
15	森林経営計画の作成に関する同意書	様式第18号	森林環境実施要領の運用別表1のシに該当する場合に限る
16	森林作業道市町義務負担分補助金交付申請書（写）	—	第4-2 交付決定の写しまたは市町長の上乗せ補助を担保する書面で知事が認めたもの
17	標準地調査表	任意	13 齢級以上、標準伐期齢の2倍を超える場合に限る
18	伐採造林届出書等（写）	—	人工造林及び樹下植栽等に限る なお、森林法施行規則第14条第2項に基づく線下伐採は不要
19	森林所有者等との協定書（写）	様式第19-1号 ～19-4号	森林環境実施要領第1の1の(2)に該当する事業の申請をする場合に限る
20	受委託契約書（写）	—	森林経営計画認定者及び森林環境実施要領第1の1の(2)に該当する事業の申請をする場合は除く
21	分収林契約書（写）	—	
22	請負契約書（写）	—	請負に付した場合
23	安全・環境負荷低減 チェックシート	佐賀県造林事業実施要領運用規程 参考様式4	事業主体が記入する。事業主体が請負により実施する場合は請負者が記入する。 各年度の初回申請の際に提出する。
24	森林作業道作設に係るチェックリスト	様式第20号	森林作業道の開設の場合、1 施行地毎に作成する。事業主体が記入することとし、請負により実施する場合は請負者が記入する。

送電線下等施行地確認表

年 月 日

申請者名： _____

確認者氏名： _____

- 1 年度 第 期申請においては、送電線下等の施行地はありませんでした。
- 2 年度 第 期申請における下記施行地においては、送電線下等であるものの、「〇〇〇〇電力会社」に確認した結果、立木と送電線の間に十分な離隔距離（「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規程による離隔距離）あること、また送電線等の張替え及び鉄塔等の建替えによる造林事業の実施に支障がないことを確認しました。

注)

※ 1、2の何れかを記載すること。

※事業実施年度の翌年度から起算して、最低5年以上は確実に離隔距離に抵触しないこと、また送電線等の張替え及び鉄塔等の建替えの計画がないことを確認すること。

記

申請番号	市町名（旧町村名）	大字・字・地番	施業種	樹種	林齢	備考
	〇〇市（〇〇町）					

注) 番号は、申請書（造林事業補助金交付申請内訳書）の番号と一致させること。
上記については、送電線下等の施行地のみ記載すること。

造林事業施行地における森林所有者電話番号一覧表

年 月 日

申請者名： _____
記入者氏名： _____

年度 第 期申請において、施行地における森林所有者の電話番号は下記のとおりです。

記

森林所有者	電話番号	申請番号
		例：人工造林 1, 2, 3 … 間伐 1, 2, 3 …

注) 複数の申請番号に該当している森林所有者の申請番号欄には、該当している施業種毎の申請番号を記載するものとする。

様式第2-2号

造林事業（下刈における熱中症及び安全対策）補助金交付申請内訳書

年度 (第 期)	申請者

番 号	市町	事業量	備 考
		面積 (ha)	
合計			

※事業主体が請負に付す場合は、熱中症及び安全対策費を設計積算に計上した場合又は契約書に熱中症及び安全対策費を含む旨を確認できる場合を対象とする。

年度 樹種別苗木単価表

(スギ、ヒノキ、クヌギ以外の場合に作成)

申請者：

事業名：

市町：

番号	枝番	造林地 (大字・字・地番)	森林所有者 又は造林者	造林区分	面積 (h a)	樹 種	植栽本数 a (本)	苗木代 b (円)	単 価 b/a (円)	備 考

- 1 申請番号（枝番）・造林地・森林所有者又は造林者・造林区分及び面積の欄は申請書から転記する。
- 2 一つの番号（枝番）に複数の樹種がある場合は、樹種毎に植栽本数・苗木代を記入する。
- 3 番号（枝番）毎に計をとり、単価は計で算出する。

造林補助金交付申請書 別紙 実行経費確認表

(市町名： 事業主体名：)
 <確認者 職： 氏名： >

年度	期	申請区分	直接	契約区分	請負
事業名		計画地区名		施業種	

単位：円

申請番号	直接経費					共通仮設費					間接費		合計 a+b+c=d	申請 実行経費 f*d/e	補助金の査定に用 いる間接費の実態		
	枝 番	労務費	資材費	機械経費	その他	計 a	運搬費	準備費	安全費	測量設計費	その他	計 b			現場管理費	社会保険料等	計 c
設 計 ・ 見 積 金 額																	
	計														e		
消費税																	
契約金額																	
合計															f		

- ※ 記入要領
- ① 当表の作成は、契約毎に別葉とする。
 - ② 「申請番号」欄は、補助金交付申請書の番号と一致させる。
 - ③ 申請番号毎の内訳が設計書または見積の中で明確でない場合は、総額からの按分とするが、その際、面積や施業内容(造林区分等)を考慮して行うこと。
 - ④ 「資材代」欄は、苗木、肥料等である。「機械経費」欄は、機械燃料費も含む。これらに該当しないものについて「その他」欄に記入する。
 - ⑤ 直接経費、共通仮設費及び間接費の算出が率による場合は、各々その内容に該当する項目に○印をつけ、そのうち最も金額が多いと思われる欄に経費全体額を記入する。
 - ⑥ 「補助金の査定に用いる間接費の実態」欄における「現場管理費の有無」は、雇用契約の有無の状況を記入し、「社会保険料等の加入状況の実態」は、別紙の「社会保険等の加入実態状況調査表」から該当する率を記入する。(0%、3%、10%、13%、18%の何れかを記入。)
 - ⑦ 当書類に設計書、単価表等の根拠書類を添付し、農林事務所職員の確認を受ける-15-農林事務所職員は、必要があれば経費を査定し、朱書訂正すること。

年度 造林事業施業図

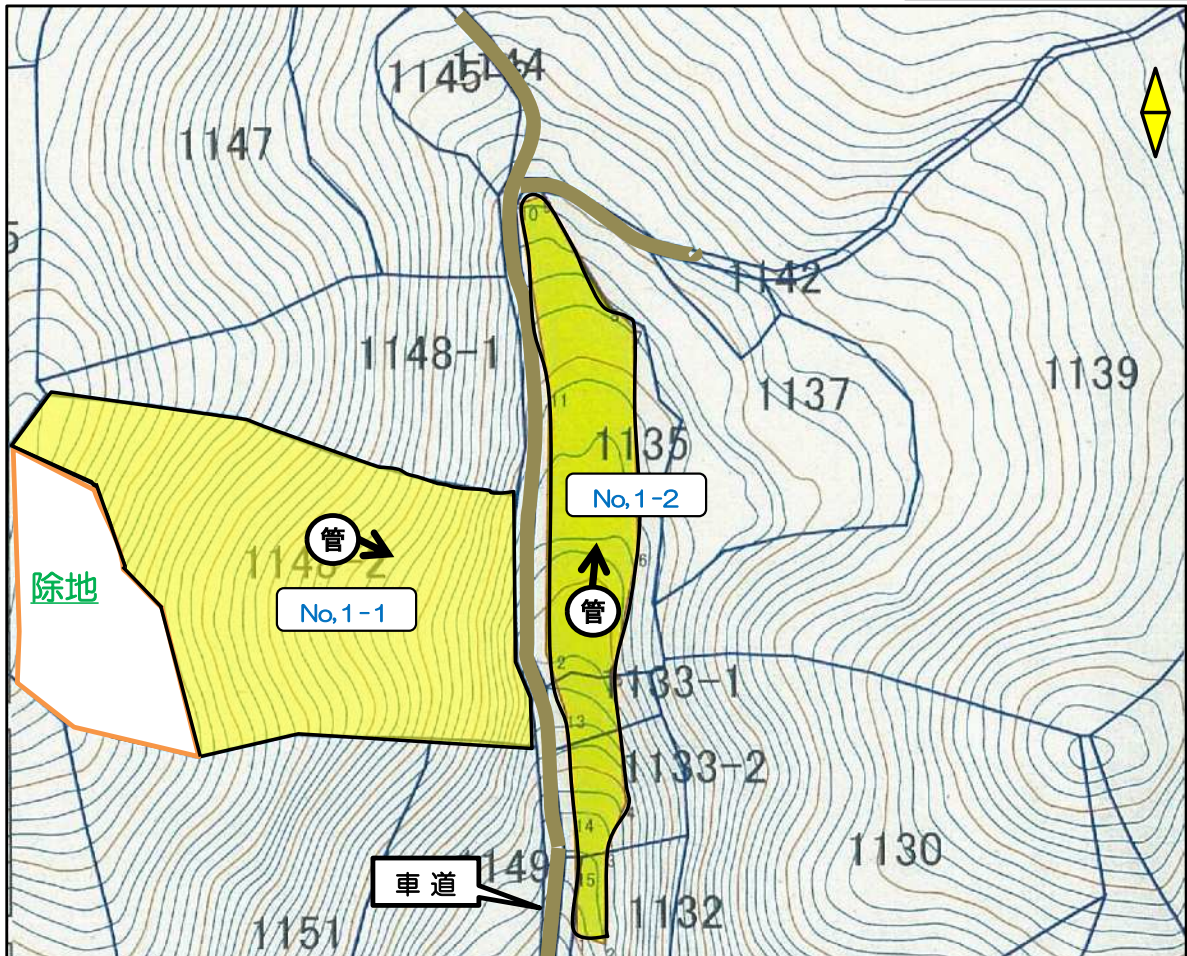
申請番号: _____

市町名	林班 (準林班(小班群))	小班	事業名	施業種 (造林区分)
	()			
施行地		樹種 (林齢)	面積(ha)	所有者名(住所・氏名)
大字〇〇字〇〇1-1				

- 注) 1 一施行地ごとに記載すること。
 2 面積測定方法は、一施行地毎に実測し、野帳の写しを添付すること。
 ただし、精度の高い既存の図面がある場合は、これを利用して求めることができる。
 3 面積の単位はhaで、小数点以下第2位とし第3位を四捨五入する。
 4 GNSS測量による場合は、方位角は省略することができる。

【記載例】

縮尺 1/5,000



面積 (座標法) 計算書

測量野帳は別様も可

測点名	[1]	[2]	[3]	[4]	[2]*[3]	[1]*[4]	方向角	夾角	距離
	X (i)	X (i+1)-X (i-1)	Y (i)	Y (i+1)-Y (i-1)					
1	43872.514	-10.828	-77743.726	4.217	841809.065128	185010.391538	110-00-24	110-45-19	4.358
2	43871.023	12.145	-77739.631	4.227	-944147.818495	185442.814221	0-33-17	70-32-53	13.637
3	43884.659	20.425	-77739.499	3.049	-1587829.267075	133804.325291	23-15-06	202-41-49	7.389
4	43891.448	26.097	-77736.582	1.276	-2028691.580454	56005.487648	355-08-31	151-53-25	19.378
5	43910.756	36.602	-77738.223	1.877	-2845374.438246	82420.489012	11-29-54	196-21-23	17.648
6	43928.050	49.331	-77734.705	2.922	-3834730.732355	128357.762100	358-56-03	167-26-09	32.043
7	43960.087	35.294	-77735.301	-4.015	-2743589.713494	-176499.749305	313-36-36	134-40-33	4.722
8	43963.344	19.077	-77738.720	-12.943	-1483021.561440	-569017.561392	328-57-04	195-20-28	18.466
9	43979.164	14.706	-77748.244	-12.916	-1143365.676264	-568034.882224	251-49-08	102-52-04	3.570
10	43978.050	-27.995	-77751.636	0.888	2176657.049820	39052.508400	170-57-12	99-08-04	27.220
11	43951.169	-64.728	-77747.356	3.706	5032430.859168	162883.032314	180-52-08	189-54-56	37.851
12	43913.322	-46.400	-77747.930	2.147	3607503.952000	94281.902334	162-21-09	161-29-01	8.975
13	43904.769	-23.636	-77745.209	3.919	1837585.759924	172062.789711	175-27-31	193-06-22	15.131
14	43889.686	-22.918	-77744.011	1.361	1781737.244098	59733.862646	178-48-29	183-20-58	7.837
15	43881.851	-17.172	-77743.848	0.285	1335017.357856	12506.327535	179-15-05	180-26-36	9.338
合計				倍面積	1990.500171	-1990.500171			227.563
				面積	995.2500855	995.2500855			
				坪数	301.06	301.06			

- 注) 1 周辺の地形地物等の特徴を記載すること。
 2 縮尺は、2ha以下500分の1、2~5ha1,000分の1、5ha以上2,500分の1を目途とする。

委任状及び精算依頼書

年 月 日

(代理人の名称) ○○○○ □□□□ 様

委任者 住所 _____
氏名 _____

私は、○○○○ □□□□を代理人（復代理人の場合は佐賀県森林組合連合会代表理事会長）と定め次の1の事項を委任します。

なお、あわせて、補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

記

1 年度造林事業補助金の交付申請、請求及び受領に関すること。

2 精算代金

- (1) 造林補助金事務取扱手数料
- (2) 申請にかかる造林地に使用した苗木代
- (3) 申請にかかる造林地に対する森林保険料
- (4) この事業施行地に使用した肥料又は縄代等
- (5) 委託事業に係る委任料

3 申請箇所

市町名（旧町村名）	大字・字・地番	備考
○○市（○○町）		

注) 1 住所、氏名は自筆とすること。

造林事業施行地転用届

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名(自署)

下記のとおり造林事業施行地を転用したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定により届け出ます。

造林地	面積	補助金交付 決定年月日 番 号	補助金受領額	左の造林地の うち転用した い林地面積	転用の理由
		年 月 日 第 号	円		

年度 造林事業完了届

No.	事業名					完了日	年 月 日
施業種						*整理番号	
事業箇所	市 大字 字				所有者・地番確認		
	町						
内 訳	大字	字	地番	樹種	林齢	数量 ha, m	備考 ※注) 5
	計						
☆これまでに、この場所について補助金又は融資を受けたこと							無 ・ 有
☆所有規模	0.5ha未満, 0.5~1ha, 1~5ha, 5~20ha, 20~50ha, 50ha以上						
上記のとおり事業を完了したので届けます。なお造林補助金交付申請の手続きをお願いします。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">様</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 事業者 住所 氏名 _____ </div> <div style="text-align: center;"> 受付者 氏名 _____ </div>							

- 注) 1 ☆印は○で囲むこと。*印は代理人で記入し、「整理番号」は申請書と整合すること。
- 2 「所有者・地番確認」欄には、「土地課税台帳により確認済」等と記入する。
- 3 「施業種」：人工造林、下刈、除伐、保育間伐、間伐、枝打ち、更新伐、森林作業道等を記入する。
- 4 「数量」：面積 (ha) または延長 (m) を記入する。
- 5 「備考」：人工造林：植栽本数、植栽前の状況(樹種、果樹園、水田、竹林、原野、災害復旧等)、苗木の購入先を記入する。
 間伐：「伐捨」「搬出」のいずれか及び搬出材積(m³)を記入する。
 枝打ち：枝打ち前後の枝下高 (m) を記入する。
 更新伐：「搬出なし」「搬出あり」のいずれか及び搬出材積(m³)を記入する。
- 6 事業者は、その山林の所有者(登記されている人、または税金を支払っている人)としその者の住所及び名前を記入する。
- 7 完了届は申請番号の順に綴じて代理人において保存すること。(県への提出は不要)
- 8 代理人は、個人毎に別葉とせず一覧表形式で整理することができるものとする。
- 9 電話、口頭による届出についても受け付けて、代理人において完了届を整理すること。

調書作成日 年 月 日

造 林 事 業 検 査 調 書

申 請 者	市 町	事 業 名	計 画	施 業 種	件 数	検 査 年 月 日	
					()	年 月 日 ~ 年 月 日	
					()		
						()	年 月 日 ~ 年 月 日
						()	
						()	年 月 日 ~ 年 月 日
						()	

() は現地検査件数を記入するものとする

検 査 確 認 者

農林事務所	所 属	職 名	氏 名

※様式第7を添付する。

※申請者ごとに別葉とする。

様

佐賀県知事 印

年度造林事業（ ）補助金の交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度造林事業補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせて、同規則第13条の規定により、その額を確定したので、同規則第6条及び第13条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業は 年 月 日付け 第 号で申請のあった造林事業とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象面積 h a（別紙内訳書のとおり）
- 3 補助金の交付決定及び確定額 金 円（別紙内訳書のとおり）
- 4 この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)及び佐賀県造林事業補助金交付要綱(昭和53年佐賀県告示第867号)の規定に従うこと。
 - (2) 人工造林にあつては、枯損箇所の補播植を行うこと。
 - (3) 森林作業道以外の事業にあつては、森林保険に加入する等、適正な維持管理に努めること。
 - (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び整備した証拠書類は、補助事業完了後5年間保管すること。
また、竣工検査時に農林事務所が確認した書類（佐賀県造林事業検査指針様式6号に定める書類）についても、翌年度から起算して5年間保存すること。
 - (5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定機能回復事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)に限る。）にあつては、おおむね10年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は当該補助事業の施行地における立木竹の全

面伐採除去を行う行為（森林作業道整備を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(6) 森林法第11条第1項に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う造林事業において、森林経営計画及び実施権配分計画の認定の取消しの通知を受けたときは、交付を受けた補助金相当額（森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「森林環境要領」という。）別表4の森林環境保全直接支援事業の(1)又は(2)に掲げる査定係数が適用され、当該事業が森林環境要領別表4の森林環境保全直接支援事業の(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては森林環境要領別表4の森林環境保全直接支援事業の(3)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

(7) 更新伐を行った場合、当該更新伐を行った林地につき、その翌年度から起算して原則として2年を経過するまでの間に更新が確実に図られていないため、知事が速やかな更新を図るため植栽を行うよう指示した場合に、当該指示に従わないときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りではない。

(8) 「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定若しくは森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

5 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合は、下記によりその報告をするとともに、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額に相当する補助金を返還しなければならない。

(ア) 標準単価に基づき補助金の交付を受けた場合

別紙1により当該補助金の確定額等を速やかに知事に報告すること。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることを明らかにして補助金の交付を申請し、仕入れに係る消費税等相当額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、報告を要しない。

(イ) 実行経費により補助金の交付申請を行い、補助金の交付を受けた場合

別紙2により確定した仕入れに係る消費税等相当額（仕入れに係る消費税等相当額があることを明らかにして補助金の交付を申請し、仕入れに係る消費税等相当額に相当する補助金額を減額して補助金の交付を受けた場合にあつては、その減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告すること。

6 請求書を 年 月 日までに林業課へ提出してください。

(担当課:林業課)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

住所
補助事業者
氏名

年度佐賀県造林事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け林政第 号で交付決定及び額の確定通知があった
造林事業補助金について、同通知 5 の (ア) の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請 年 月 日付け 第 号
- 2 補助事業者名
- 3 森林所有者及び造林地等 別紙のとおり
(該当分を明らかにした補助金交付決定内訳書の写しを添付すること)
- 4 仕入れに係る消費税等相当額の対象となる補助金の確定金額
 - ① 年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった
補助金額 金 円
 - ② ①のうち仕入れに係る消費
税等相当額の対象となる
補助金額 金 円

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
補助事業者
氏名

年度佐賀県造林事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知があった
造林事業補助金について、同通知 5 の (イ) の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第 13 条の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第10号

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度造林事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定及び額の確定通知があった造林事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関名
預金種別
口座番号
口座名義人

(注) 市町長が請求者の場合は、金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人の記載は不要。

委 任 状

私は、 年度造林事業補助金のうち下記金額の請求及び受領に係る権限を

住 所
氏 名

に委任します。

年 月 日

住 所
氏 名(自署)

記

事業名

金 額

年度 造林事業施行地台帳

台帳保管機関名

番号	補助金 受領者	造林地所在地	造林者	造林 区分	種 別	樹 種	面 積	苗 木 本 数	決定補助金額(円)			備 考
									国 費	県 費	計	

- 注) 1 年度別、造林期別、事業別に別葉とすること。
 2 別に施業図、検査調書を整理すること。
 3 総括位置図（縮尺1/50,000の地形図に施業地を記入）を作成すること。

佐賀県知事 様

住所
氏名

造林事業補助金申請事務取り扱い手数料届出書

造林事業補助金申請事務取り扱い手数料について、その料率を下記のとおり定めた
ので、佐賀県造林事業実施要領第10の2の規定により届け出ます。

記

- 1 手数料率 %
- 2 参考資料 別添のとおり

(注) 参考資料として、当該手数料率に決定した根拠となる総会資料等の写しを添付
すること。

様式第14号

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

造林事業補助金申請事務取り扱い手数料変更届出書

このことについて、下記のとおり手数料率を変更したので佐賀県造林事業実施要領第10の2の規定により届け出ます。

記

- 1 変更手数料率 %
- 2 届出済み手数料率 %
- 3 参考資料（様式第13号に準ずる）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

（収支等命令者）様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第16号

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度 造林事業一部検査依頼書

下記のとおり造林事業の一部を完了したので、検査をされるよう関係書類を添えて提出します。

記

1 補助金交付申請内訳書（一部） 別記のとおり

平均胸高直径調査表（例）

樹種・林齡 スギ 36年生

標準地		①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
6	本数							0	0
8	本数		1					1	8
10	本数	1						1	10
12	本数	5	2					7	84
14	本数	2	3	1				6	84
16	本数	4	5	4				13	208
18	本数	2		4				6	108
20	本数	1	2	3				6	120
22	本数		1	1				2	44
24	本数			1				1	24
26	本数							0	0
28	本数							0	0
30	本数							0	0
32	本数							0	0
34	本数							0	0
36	本数							0	0
38	本数							0	0
40	本数							0	0
合計	本数	15	14	14	0	0	0	(B) 43	(A) 690

平均胸高直径： (A) 690cm ÷ (B) 43本 = 16.05cm

※調査表の証拠書類は補助金申請書へ添付

森林経営計画の作成に関する同意書（雛形）

年 月 日

(補助金交付者)

〇〇県知事 様

住所

氏名(自署)

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。また、同一林班内又は同一区域内(森林法施行規則 平成 26 年農林省令第 54 号 第 33 条第 1 号ロに定める区域以下「区域」という)に他の者による森林経営計画が作成されている場合は、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 下記の申請箇所について、新たに同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の認定要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 佐賀県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(〇年度〇期 補助金交付申請箇所)

(単位：ha)

番号	市町	林班	小班	申請面積	施業種

(都道府県確認欄：該当するものにチェックする)

- 上記の申請箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は区域内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く。）が作成されていないことを市町村等を通じて確認済みである。
- 上記の申請箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は区域内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く。）が作成されている。
- 上記の申請箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は区域内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く。）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないものに該当するものである（本同意書で確認）。

上記の各号は「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成 14 年 12 月 26 日付け林整整第 580 号整備課長通知）の 1 の (16) の 4 第 16 の 3 の (5) の (ア) 及び (イ) に基づくものとする。

確認日： 年 月 日 確認者職氏名： _____

注）本様式は、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成 14 年 12 月 26 日付け林整整第 580 号整備課長通知）の 1 の (16) の 4 第 16 の 3 の (5) の規定に該当する場合に使用するものとする。また、同運用の 6 の (3) の (イ) 別表 1 の シ の規定に基づき本様式を補助金交付申請書に添付すること。

特定機能回復事業に関する協定書

（協定の目的）

第 1 条 この協定は〇〇〇（以下「甲」という。）が、自然条件等の理由で更新が困難な森林において、特定機能回復事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、森林所有者〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町）長（以下「丙」という。）の合意のもと、第 3 条に掲げる森林において、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は甲が事業を完了する翌年度から起算して 10 年間とする。
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第 3 条 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在及び面積等は、別紙のとおりとする。

（整備の内容）

第 4 条 甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（費用の負担等）

第 5 条 整備に要する費用は、甲・乙協議のうえ定める。

（当事者の義務）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

第 4 条の整備を実施し、その結果を乙に報告すること。

（2）乙の義務

- ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申し立てがあった場合は、その処理解決にあたること。
- ウ 〇〇市（町）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。
- エ 事業の完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の皆伐を行わないこと。
- オ 乙がこの義務に違反した場合又は乙の都合により当該協定を破棄した場合は、第 4 条の整備のために要した経費のうち、甲が負担した費用相当額を甲に支払うこと。

（災害等による損害）

第 7 条 第 4 条の整備の実施中及び実施後に、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 4 条の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（協定の継承等）

第 8 条 協定期間中に対象森林の所有権を移転、又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得した者又は貸借した者に対し、この協定を継承しなければならない。

（特別な事情による協定の失効）

第 9 条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- （1）対象森林の全部又は一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。
- （2）火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙並びに丙が協議のうえ定めるものとする。

年	月	日		
甲	事業主体	住	所	事業主体の長(自署)
乙	森林所有者	住	所	氏名(自署)
丙	市(町)長	住	所	市(町)長

注 1 事業主体の長又は森林所有者が法人の場合、協定にかかる責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙)

協定の対象とする森林（第3条関係）

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	施業種	実施時期	備考
〇〇市(町) 大字〇〇字〇〇 □□番地						

特定機能回復事業に関する協定書

（協定の目的）

第 1 条 この協定は〇〇〇（以下「甲」という。）が、気象害等による被害森林であって、森林所有者の自助努力等によっては適切な整備ができない森林において特定機能回復事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、森林所有者〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町）長（以下「丙」という。）の合意のもと、第 3 条に掲げる森林において、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は甲が事業を完了する翌年度から起算して 10 年間とする。
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第 3 条 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在及び面積等は、別紙のとおりとする。

（整備の内容）

第 4 条 甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（費用の負担等）

第 5 条 整備に要する費用は、甲・乙協議のうえ定める。

（当時者の義務）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

第 4 条の整備を実施し、その結果を乙に報告すること。

（2）乙の義務

- ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申し立てがあった場合は、その処理解決にあたること。
- ウ 〇〇市（町）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。
- エ 事業の完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の皆伐を行わないこと。
- オ 乙がこの義務に違反した場合又は乙の都合により当該協定を破棄した場合は、第 4 条の整備のために要した経費のうち、甲が負担した費用相当額を甲に支払うこと。

（災害等による損害）

第 7 条 第 4 条の整備の実施中及び実施後に、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
2 第 4 条の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（協定の継承等）

第 8 条 協定期間中に対象森林の所有権を移転、又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得した者又は貸借した者に対し、この協定を継承しなければならない。

（特別な事情による協定の失効）

第 9 条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。
（1）対象森林の全部又は一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。
（2）火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙並びに丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日
甲 事業主体 住 所 事業主体の長(自署)
乙 森林所有者 住 所 氏 名(自署)
丙 市(町)長 住 所 市(町)長

注 1 事業主体の長又は森林所有者が法人の場合、協定にかかる責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙)

協定の対象とする森林（第3条関係）

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	施業種	実施時期	備考
〇〇市（町）大字〇〇字〇〇 □□番地						

特定機能回復事業に関する協定書

（協定の目的）

第 1 条 この協定は〇〇〇（以下「甲」という。）が、鉄道、道路、送配電線といった重要インフラ施設周辺の森林において、特定機能回復事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、森林所有者〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町）長（以下「丙」という。）の合意のもと、第 3 条に掲げる森林において、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は甲が事業を完了する翌年度から起算して 10 年間とする。
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第 3 条 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在及び面積等は、別紙のとおりとする。

（整備の内容）

第 4 条 甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（費用の負担等）

第 5 条 整備に要する費用は、甲・乙協議のうえ定める。

（当事者の義務）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

第 4 条の整備を実施し、その結果を乙に報告すること。

（2）乙の義務

- ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申し立てがあった場合は、その処理解決にあたること。
- ウ 〇〇市（町）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。
- エ 事業の完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の皆伐を行わないこと。
- オ 乙がこの義務に違反した場合又は乙の都合により当該協定を破棄した場合は、第 4 条の整備のために要した経費のうち、甲が負担した費用相当額を甲に支払うこと。

（災害等による損害）

第 7 条 第 4 条の整備の実施中及び実施後に、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
2 第 4 条の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（協定の継承等）

第 8 条 協定期間中に対象森林の所有権を移転、又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得した者又は貸借した者に対し、この協定を継承しなければならない。

（特別な事情による協定の失効）

第 9 条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。
（1）対象森林の全部又は一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。
（2）火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙並びに丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日
甲 事業主体 住 所 事業主体の長(自署)
乙 森林所有者 住 所 氏 名(自署)
丙 市(町)長 住 所 市(町)長

注 1 事業主体の長又は森林所有者が法人の場合、協定にかかる責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
2 法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙)

協定の対象とする森林（第3条関係）

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	施業種	実施時期	備考
〇〇市（町）大字〇〇字〇〇 □□番地						

特定機能回復事業に関する協定書

（協定の目的）

第 1 条 この協定は〇〇〇（以下「甲」という。）が、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林において、特定機能回復事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、森林所有者〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町）長（以下「丙」という。）の合意のもと、第 3 条に掲げる森林において、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は甲が事業を完了する翌年度から起算して 10 年間とする。
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第 3 条 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在及び面積等は、別紙のとおりとする。

（整備の内容）

第 4 条 甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（費用の負担等）

第 5 条 整備に要する費用は、甲・乙協議のうえ定める。

（当事者の義務）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

第 4 条の整備を実施し、その結果を乙に報告すること。

（2）乙の義務

ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申し立てがあった場合は、その処理解決にあたること。

ウ 〇〇市（町）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。

エ 事業の完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の皆伐を行わないこと。

オ 乙がこの義務に違反した場合又は乙の都合により当該協定を破棄した場合は、第 4 条の整備のために要した経費のうち、甲が負担した費用相当額を甲に支払うこと。

（災害等による損害）

第 7 条 第 4 条の整備の実施中及び実施後に、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 4 条の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（協定の継承等）

第 8 条 協定期間中に対象森林の所有権を移転、又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得した者又は貸借した者に対し、この協定を継承しなければならない。

（特別な事情による協定の失効）

第 9 条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

（1）対象森林の全部又は一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。

（2）火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙並びに丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲 事業主体 住 所 事業主体の長(自署)

乙 森林所有者 住 所 氏 名(自署)

丙 市(町)長 住 所 市(町)長

注 1 事業主体の長又は森林所有者が法人の場合、協定にかかる責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙)

協定の対象とする森林（第3条関係）

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	施業種	実施時期	備考
〇〇市（町）大字〇〇字〇〇 □□番地						

申請番号	
森林の所在	●市(町) 大字● 字●

区分	チェック項目	申請者	検査者
路線計画	<p>基本事項</p> <p>①十分な現地踏査を行い、地形、地質の安定している個所を通過するように計画している。</p> <p>②作業システムに応じた適切な路網密度、路網配置となっている。(必要以上に高密度路網となっていないか。)</p> <p>③路体は堅固に締め固めた土構造とし、路面の横断勾配は水平を基本とする。</p> <p>④地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。</p> <p>⑤林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。</p> <p>⑥作設箇所は原則として35°未満として、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。</p> <p>⑦急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破砕帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。</p> <p>⑧溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。</p> <p>⑨作設箇所については、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。</p> <p>⑩森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。</p> <p>⑪環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配慮する。</p> <p>⑫造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。</p> <p>⑬希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。</p> <p>⑭森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林野担当部局に確認する。</p> <p>⑮丸太組工を計画する場合は、丸太組工の高さをできるだけ低くするよう計画しているか。</p> <p>⑯丸太組工を計画する場合は、機能を維持していくため適切な維持管理が必要となることを地権者等に説明しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施工	<p>幅員</p> <p>使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>縦断勾配</p> <p>①集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。</p> <p>②集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配mど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。</p> <p>④安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>排水施設</p> <p>①路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>②横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧横断排水施設の排水先には、岩や不用木等で水たたきを設置する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>切土・盛土</p> <p>①土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>②幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>④転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

区分		チェック項目	申請者	検査者
施工	切土	①切土高は、1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないように施工する。 ②切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。（直切が可能な場合は、切土高が1.2m程度以内で実施できる。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	盛土	①盛土の基礎部から施工を始め、段切り段盛による複数層に区分し、各層30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固め、繰り返し盛土する。 ②盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。 ③ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、段切り段盛による締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を確保する。 ④沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は、排水施設を設置する。 ⑤盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。 ⑥腐朽し、盛土路体が劣化する原因となる末木、枝条などを盛土路体に巻き込まないように施工しているか。 ⑦作設現場にある丸太を無意味に盛土路体に巻き込まないように施工しているか【路体の劣化を招くだけでなく、締め固めができないので、行わない】 ⑧剥ぎ取り表土を盛土のり面の緑化材料として活用しているか。 ⑨平坦地の施工においては、上層と深層の土の入れ替えを行ったか。（天地返し） ⑩根株（特に広葉樹）の処理は安全に置く、又は路体の中に入れて適正に設置、処理したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	曲線部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造物等	①構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。 ②軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置、丸太による路面補強等を行う。 ③森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。 ④火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。 ⑤2t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重の分散及び路肩を保全するため丸太組による路肩補強土を施工する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	伐開	①斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ②幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。 ③路線沿いの立木は、できるだけ残す。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺環境への配慮	人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理	①一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ②森林作業道の管理主体を明確にする。 ③丸太組工を施工したときは、地権者等に対して、施工箇所（外から施工箇所を確認できない場合）、腐朽状況の確認方法及び維持管理の方法等機能維持に必要な対策を具体的に説明した記録があるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	